

「放送事業用無線局の高度化のための技術的条件」に関する検討の進め方(案)

「放送システムに関する技術的条件」(諮問第 2023 号)のうち「放送事業用無線局の高度化のための技術的条件」に関する調査項目について、委員会が必要とする情報を収集し、委員会の検討を促進させるために「放送事業用無線局検討作業班」を設置し、調査することとする。

1. 技術的条件を調査するための前提条件

現在、800MHz 帯、マイクロ波帯^{*}、42GHz 帯及び 55GHz 帯において番組伝送用の放送事業用無線局が運用されている。

しかしながら、平成 23 年 9 月に改定された周波数再編アクションプランにおいて周波数移行が求められている 800MHz 帯のものを除くと、いずれも高い周波数を使用しているため、その伝搬特性では、運用が見通し内に限られ、長距離で安定的な中継回線が確保できない。このため、マラソン中継など長距離の移動を伴う中継に利用することは、困難な状況である。

このため、見通し外の伝搬路でも使用可能な新たな周波数帯が必要であるが、平成 24 年 4 月に周波数割当計画が変更され 1.2GHz 帯及び 2.3GHz 帯が使用可能となったことから、以下の技術的条件について調査を行う。

また、高い周波数帯を利用することを考慮すると番組素材を高品質に伝送するための技術的条件についても併せて調査を行う。

※5.9GHz 帯、6.5GHz 帯、6.9GHz 帯、10.3GHz 帯、10.6GHz 帯、13.0GHz 帯

(1) 対象周波数

1.2GHz 帯(1240MHz-1300MHz)又は 2.3GHz 帯(2330MHz-2370MHz)とする。

(2) 被干渉・与干渉システムの範囲

(1)に掲げる周波数帯及び近接する無線システム等を被干渉・与干渉として調査を行うこととする。

2. 調査事項

「放送事業用無線局の高度化のための技術的条件」の検討に向けて、1(1)に掲げる周波数帯の利用状況等を考慮しつつ、以下の事項を調査・検討する。

(1)「放送事業用無線局の高度化のための技術的条件」及び近接する周波数帯に存在する無線システムとの共用条件、必要な技術的条件、運用条件等

(2) 電波防護指針への適合等

(3) 上記以外の事項についても、関連する技術動向、需要動向等を踏まえ、必要に応じて技術

的条件に係る調査を実施する。

3. 作業班の設置要綱

別紙1及び別紙2のとおり。

4. 当面のスケジュール

別紙3のとおり。

5. その他

検討に資するため、本委員会において、上記2の調査事項に広く意見募集の機会を設けることとする。(別紙4のとおり。)

放送事業用無線局検討作業班の設置要綱について

放送システム委員会における「放送事業用無線局の高度化のための技術的条件」に関する検討に必要とする情報を収集し、技術的条件についての調査を促進させるために「放送事業用無線局検討作業班」を設置することとする。

1. 作業班の運営等

- (1) 作業班の会議は、主任が招集する。
- (2) 作業班に主任代理を置くことができ、主任が指名する者がこれに当たる。
- (3) 主任代理は、主任が不在のとき、その職務を代行する。
- (4) 主任は、作業班の調査及び議事を掌握する。
- (5) 主任は、会議を招集する時は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (6) 特に迅速な調査を必要とする場合であって、会議の招集が困難な場合、主任は電子メールによる調査を行い、これを会議に代えることができる。
- (7) 主任は、必要があるときは、会議に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- (8) 主任は、必要と認める者からなるアドホックグループを設置することができる。
- (9) 作業班において調査された事項については、主任がとりまとめ、これを委員会に報告する。
- (10) その他、作業班の運営については、主任の定めるところによる。

2. 会議の公開

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合。
- (2) その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合。

3. 事務局

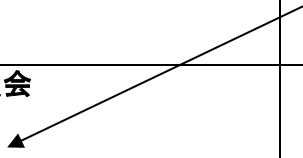
作業班の事務局は、情報流通行政局放送技術課が行う。

情報通信技術分科会 放送システム委員会 放送事業用無線局検討作業班 構成員(案)

(敬称略、構成員は五十音順)

池田 哲臣	日本放送協会 放送技術研究所 放送ネットワーク研究部 主任研究員
泉本 貴広	日本放送協会 技術局 計画部 チーフエンジニア
大槻 知明	慶應義塾大学 理工学部情報工学科 教授
片柳 幸夫	日本テレビ放送網株式会社 技術統括局技術戦略 部長
斉藤 一	株式会社テレビ東京 技術局 技術開発部
斉藤 彦一	株式会社NHKアイテック マルチメディア・映像事業部 主幹
主任 高田 潤一	東京工業大学 大学院理工学研究科 国際開発工学専攻 教授
高田 仁	一般社団法人民間放送連盟 企画部主幹
高室 孝章	株式会社テレビ朝日 技術局技術統括部戦略担当部長
滝沢 和史	日本放送協会 技術局 報道施設部 副部長
野路 幸男	池上通信機株式会社 開発本部 マーケティング部 技監
深澤 知巳	株式会社TBSテレビ 技術戦略室 JNN 技術統括部 部次長
保科 徹	日本電気株式会社 放送映像事業部 第一技術部 プロジェクトディレクター
宮下 敦	株式会社日立国際電気 映像・通信事業部 製品設計統括本部 通信装置設計本部 放送設備設計部 部長
森本 聡	株式会社フジテレビジョン 技術開発局技術開発室開発推進部 副部長
安江 浩二	国土交通省 航空局交通管制部管制技術課 航空管制技術調査官

今後の検討スケジュール(案)

年月	分科会・委員会	作業班
平成 24 年 10 月	<p>10/9 第 32 回 委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討事項・進め方、作業班の設置 <p>中旬 意見募集の実施 (募集期間 3 週間)</p> <p>10/19 情報通信技術分科会 検討開始 報告</p>	<p>10/中旬 第 1 回 作業班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査検討事項・進め方の確認 ・ 1.2GHz 帯及び 2.3GHz 帯 FPU システムの要求条件の調査 <p>10/下旬 第 2 回 作業班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1.2GHz 帯及び 2.3GHz 帯 FPU システムに関する技術的条件の調査 ・ 他システムとの共用調査 ・ 報告書骨子 (案)
11 月		<p>下旬 第 3 回 作業班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書 (案) の取りまとめ
12 月	<p>12/12 第 34 回委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意見聴取 ・ 作業班調査報告 ・ 委員会報告案のパブコメ <p>中旬 パブコメ開始 (意見募集期間 1 月中旬まで)</p> 	
平成 25 年 1 月	<p>1/18 第 35 回委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会報告案最終とりまとめの検討 等 <p>1/25 情報通信技術分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部答申審議 	

(案)

平成24年10月〇日

情報通信審議会
情報通信技術分科会
放送システム委員会

「放送事業用無線局の高度化のための技術的条件」について関係者からの意見聴取

情報通信審議会情報通信技術分科会では、「放送事業用無線局の高度化のための技術的条件」についての検討を行うため、平成24年10月9日から検討を開始し、平成25年1月ごろを目途に答申の取りまとめを行う予定です。

については、平成24年12月12日に開催を予定している、情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会において関係者の意見陳述の機会を設けることとしますので、希望する者は下記の要領により申し出てください。

1. 意見陳述を行える関係者

「放送事業用無線局の高度化のための技術的条件」のうち、1.2GHz帯(1240MHz－1300MHz)及び2.3GHz帯(2330MHz－2370MHz)の放送事業用無線局に関し、学識経験者又は知見を有する者とします。(国籍を問わない。)

2. 意見陳述の方法

意見陳述は、平成24年12月12日開催予定の情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会において、日本語で行うこととします。なお、都合により当日の意見陳述が困難な場合には、文書(日本語に限ります。)による意見の提出も可能とします。

3. 意見陳述のために必要な手続き

意見陳述を行うためには、意見陳述人の氏名(法人又は団体(以下、「法人等」という。))の場合は、法人等の名称及び代表者の氏名並びに意見陳述を行う者の役職及び氏名とする。)、職業(法人等の場合は記載を要しない。))及び意見の要旨を記した文書を郵便、FAX又はE-mailにより平成24年11月〇日(金)18:00(必着)までに下記4の提出先に提出してください。検討の時間の関係から所要の調整をさせていただくことがあります。

なお、意見陳述を行うために要する費用は、すべて意見陳述人の負担とします。

4. 内容の問い合わせ先及び意見の提出先

総務省情報流通行政局放送技術課

担当: 向井課長補佐、廣江係長

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2中央合同庁舎2号館

電話 03-5253-5786

FAX 03-5253-5788(電話連絡後送付を願います。)

E-mail bcs_voice_atmark_ml.soumu.go.jp

スパムメール防止のため、「_atmark_」を「@」に直して入力してください。

連絡先

総務省情報流通行政局放送技術課

担当: 向井課長補佐、廣江係長

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2中央合同庁舎2号館

電話 03-5253-5786

FAX 03-5253-5788(電話連絡後送付を願います。)

E-mail bcs_voice_atmark_ml.soumu.go.jp

(スパムメール防止のため、「_atmark_」を「@」に直して入力してください。)